

武力攻撃や
テロから

みなさんの安全を守るために

大洲市国民保護計画を作成

市では、このたび大洲市国民保護計画を作成しました。この計画は、国民保護法の規定に基づき、国・県・市や消防、警察、電力、通信、運輸などの関係機関の代表者で構成する大洲市国民保護協議会（大森隆雄会長）で内容を審議し、知事との協議を経て、平成19年3月に決定されました。

国民保護計画作成への動き

国民の安全を確保するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が平成16年9月に施行されたことに伴い、都道府県や市町村では「国民の保護のための計画」（国民保護計画）を作成することが義務づけられました。

県では、愛媛県国民保護計画が平成17年度に作成されており、県内の各市町でも平成18年度に作成することになっていました。

大切な国民保護措置

新聞やニュースなどで、他国におけるテロや武力攻撃についての報道が連日伝えられています。このような事態は、今や世界のどこで発生してもおかしくなく、私たちの周りにおいても

例外であるとは言い切れません。

このような事態が万が一発生した場合、皆さんの生命、身体および財産を守り、生活や経済に与える影響を最小にするため、国、県、市および関係機関で行う措置のことを「国民の保護のための措置」（国民保護措置）といいます。

重要な警報伝達と避難誘導

大洲市国民保護計画には、市の責務や計画の位置づけなどのほか、いざというときの確かつ迅速に国民保護措置が実施できるように、組織・体制の整備、通信の確保、住民への啓発などが実施すべき平素からの備えや予防について記述しています。

また、警報の伝達、避難住民の誘導など活動の実施事態発生時にあって市が実施すべき事項や、応急の復旧、武力攻撃災害の復旧など、事後にあって市が

実施すべき事項について記述しています。

市が行う国民保護措置で最も重要なものは、「警報の伝達」と「避難住民の誘導」です。大洲市国民保護計画では、そのための実施体制の確立や関係機関との連携についても記述しています。

地域防災計画との関係

大洲市国民保護計画は、地震や洪水などの自然災害への対策を定めた大洲市地域防災計画を参考に定められた事項もありますが、自然災害時には想定されない市の区域を越えた避難に関する計画など武力攻撃事態等に関する

特有の内容も多く、地域防災計画とは別の計画として作成しました。

問い合わせ先

市役所危機管理課
☎ 2111（内線352）

大洲市国民保護計画の構成

第1編 総論

- 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第4章 市の地理的、社会的特徴
- 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第2編 平素からの備えや予防

- 第1章 組織・体制の整備等
- 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- 第3章 災害時要援護者支援に関する平素からの備え
- 第4章 生活関連等施設の把握等
- 第5章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第6章 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 市対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 特殊標章等の交付及び管理

第4編 復旧等

- 第1章 応急の復旧
- 第2章 武力攻撃災害の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 緊急処理事態への対処

資料編



水道週間

水道週間 6月1日(金)～7日(木)

「水道がうるおす日々の健やかさ」

市ではみなさんが安心して水を利用できるように努めています。
こまめに節水に努め、水を大切に使いましょう！

悪質な業者には
ご注意ください！

「水道水を調べている」などと水質検査を装ったり、「水道課の指導で…」などと公的機関からの訪問を装い水を検査した後、塩素反応(注)を悪用して水に色をつけ、「この水は有害です」などと言って、浄水器の購入を勧誘する業者がいます。

水道課などの公的機関では、訪問販売で物品を売ったり、業者に販売を委託したりするようなことはありません。このような業者が訪ねて来たら十分に注意してください。

注：水道水には、消毒のための塩素(健康に影響のない量)が入っています。従って、塩素に反応する検査薬を水道水に入れると、当然色がつくなどの反応が起こります。

問い合わせ先
市役所水道課
☎ 24 3 7 5 3 (直通)

水道工事は市指定の工事業者へ

水道は、安全な水を供給するため法律によって厳しく管理されています。水道の新設・修理などの工事を行うときは、必ず指定給水装置工事業者へ依頼してください。

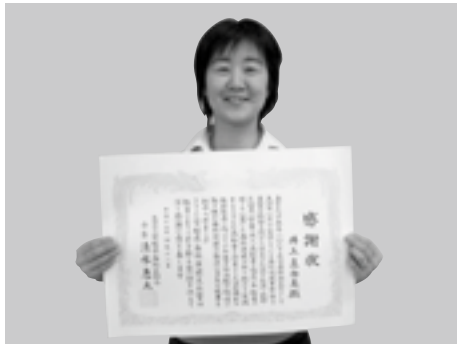
市内の指定給水装置工事業者

| 工 事 店 名 | 所在地 | 電 話 番 号 |
|--------------|-----|---------|
| (有)いの水道設備 | 田 口 | 24-2216 |
| 岡福水道工事店 | 田 口 | 24-3656 |
| (有)丸電工業 | 東大洲 | 24-5351 |
| (有)オクダ設備 | 新 谷 | 25-4107 |
| 淳山水道工事店 | 田 口 | 24-2583 |
| (有)三原設備 | 大 洲 | 24-3783 |
| (有)内田電気水道設備 | 徳 森 | 25-2858 |
| 城戸電業社 | 徳 森 | 25-2944 |
| (有)神田鉄工所 | 東大洲 | 24-4122 |
| (株)土居鉄工所 | 東大洲 | 24-4519 |
| (有)アサノ設備 | 北 只 | 24-0783 |
| 神南設備 | 菅 田 | 25-4684 |
| 大塚鉄工所 | 新 谷 | 25-0300 |
| (有)星加水道設備 | 八多喜 | 26-0020 |
| 伊予屋住設 | 大 洲 | 24-2541 |
| (有)南予水道住設 | 若 宮 | 23-2352 |
| 久保鉄工所 | 八多喜 | 26-0537 |
| (有)菊地浄化槽センター | 五 郎 | 24-0013 |
| (株)西田興産 | 徳 森 | 25-0211 |
| 中央建設(株) | 柚 木 | 24-3556 |
| 松浦建設(株) | 菅 田 | 25-5335 |
| (株)四電工大洲営業所 | 北 只 | 24-4595 |
| (有)佐々木鉄工 | 春 賀 | 26-0875 |
| (株)宮元建設 | 新 谷 | 25-0242 |
| 谷本建設工業(株) | 平 野 | 24-5161 |

| 工 事 店 名 | 所在地 | 電 話 番 号 |
|--------------|-----|---------|
| 村上工業(株) | 若 宮 | 24-3141 |
| 好崎鉄工 | 米 津 | 26-0720 |
| (有)大和開発 | 中 村 | 25-3776 |
| マスダ住設 | 市 木 | 25-4178 |
| J A 愛媛たいき | 東大洲 | 24-4181 |
| 久保建設(株) | 蔵 川 | 27-0757 |
| (有)矢野金物店 | 中 村 | 24-3043 |
| タマル家電サービス | 松 尾 | 24-0518 |
| 向成建設(株) | 新 谷 | 25-3150 |
| (有)曾根プロパン販売所 | 東大洲 | 24-3522 |
| (有)住吉産業 | 上老松 | 52-1531 |
| ダイワ設備工業 | 下須戒 | 52-1289 |
| 河内設備商会 | 下須戒 | 52-0503 |
| 米田設備工業 | 長 浜 | 52-2713 |
| 笹田水道 | 長 浜 | 52-2891 |
| 矢野ガス(株) | 長 浜 | 52-0420 |
| (有)池内石油店 | 長 浜 | 52-0448 |
| (有)鈴木ガス商会 | 長 浜 | 52-0358 |
| 上田建設(株) | 宇和川 | 34-2011 |
| 徳森設備 | 宇和川 | 34-3285 |
| 三瀬建設(株) | 予子林 | 34-2911 |
| 鹿野川ガス販売所 | 山鳥坂 | 34-2701 |
| 富永建設株式会社 | 植 松 | 39-2011 |
| 北川商店 | 植 松 | 39-2303 |

※市外の業者であっても、市の指定を受けている場合は、工事可能です。

おめでとうございます



愛媛県歯科医師会 会長賞

井上 真由美さん (若宮)

4月18日の「えひめよい歯の日」にあわせて、第20回愛媛県歯科保健文化賞（愛媛県歯科医師会主催）において井上真由美さんが、愛媛県歯科医師会会長賞を受賞されました。

井上さんは、大洲市において実践している歯科保健事業の中で、平成元年より在宅歯科衛生士として、豊富な経験と優れた技術、知識を駆使し、妊婦、乳幼児、学童、成人および高齢者の幅広い年齢層に対して、一貫した歯科保健の取り組みを実践し、歯科保健の推進に多大な貢献をされています。

また、高齢者を対象とした介護予防活動の一環として、歯だけでなく口腔機能の維持改善にも重要な役割を果たされています。



元気歯つらつコンクール入賞者

宮本 春美さん (中村)

平成18年12月6日、平成18年度「元気歯つらつコンクール」（愛媛県・愛媛県歯科医師会主催）が開催され、大洲市から選出された宮本春美さんが入賞されました。

このコンクールは、8020運動の一環として、80歳以上で自分自身の歯が20本以上残っている人を対象に県内各地区で第1次審査、県全体で第2次審査を経て入賞者を決定するものです。

宮本さんは元気な歯を保つ秘訣として、食後の歯みがきは磨き残しがないようていねいに行うことや歯間ブラシを使う、よく噛んで食べる、気になるところは早めに歯科受診するなど自分の歯をとっても大切に守っておられます。

大洲市でも8020運動の取り組みを行っていますので皆さんぜひ実践してください。

大洲城、河辺浪漫八橋、長浜大橋が選定

「美しい日本の歴史的風土準百選」

次世代に継承すべき歴史的風土の中から選ぶ「美しい日本の歴史的風土百選」の準百選に大洲城、河辺浪漫八橋、長浜大橋が選ばれました。歴史的風土の保存と継承、観光振興、風格ある美しい活力に満ちた地域社会の実現などに貢献することを目的とした事業で、700件を超える全国の候補地の中から選定されました。

歴史的・文化的資産が周囲の自然環境と一体となって美しい風情をかもし出していることや、地元住民などによる良好な保全・管理がなされていることなどが評価されたものです。



▲ 大洲城



▲ 河辺浪漫八橋の一つの帯江橋



▲ 長浜大橋

行政相談委員・人権擁護委員

行政相談委員が決まりました

4月1日付けで、下記の4人の皆さんが、総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、国民の皆さんの行政に関する苦情や意見・要望をお聞きし、皆さんと役所などの間に立ち、公平・中立的立場で相談ののってくれます。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

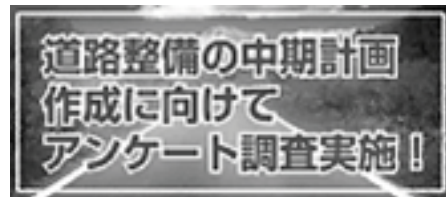
【行政相談委員】

| | |
|-------|----------|
| 小澤 功 | ☎24-3527 |
| 山下 一仁 | ☎52-2383 |
| 角田 和三 | ☎34-2743 |
| 松本 恵子 | ☎39-2358 |

「道路整備の中期計画の作成に向けて」のアンケートにご協力ください。

今後の道路整備の姿を示す中期計画を作成するため、国土交通省では、今後の道路政策についてのアンケート調査を実施しています。

詳しくは、ホームページ (<http://www.douro-keikaku.jp>) または下記までお問い合わせください。



【問い合わせ先】

国土交通省 大洲河川国道事務所
調査第二課 ☎24-6508

人権擁護委員が委嘱されました

4月1日付けで法務大臣から、松岡強さん(八多喜町・再任)、藤木恵利子さん(柚木・再任)、梅木キヨカさん(河辺町・新任)が当市の人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、皆さんの毎日の暮らしに起こるさまざまな問題、同和問題、女性の問題、外国人の問題、家庭内や近隣間

のもめごとなど、悩みごとの相談ののってくれます。

相談内容の秘密は固く守られます。また、相談は無料で難しい手続きもありません。お気軽にご相談ください。

人権擁護委員について

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの

人たちです。この制度は、「日頃地域に根ざした活動を行っている民間のボランティアの人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましい」という考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。

現在、約1万4千人の委員が全国の市町村に配置され、法務局の人権相談所や自宅などでも住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的に活動しています。

「育てよう 一人一人の人権意識」

— 思いやりの心・かけがえのない命を大切に —

皆さん、人権擁護委員制度をご存知ですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めており、松山地方法務局および愛媛県人権擁護委員連合会でも、この日を中心として、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及・高揚に努めています。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなくてはなりません。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

人権擁護委員の日である6月1日には、全国一斉の特設人権相談を大洲市役所3階会議室で午前10時から開催しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。